

会員へのお知らせ

平成26年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について

日医発第140号(地 I I 17)

平成26年5月1日

日本医師会長 横倉 義武

厚生労働省では、産業界における自主的な労働災害防止活動を促進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、全国安全週間を実施しています。

本年も「平成26年度全国安全週間実施要綱」に基づき、7月1日から7月7日までを安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、「みんなでつなぎ 高まる意識 達成しようゼロ災害」をスローガンとして、全国一斉に積極的な活動を展開するものであります。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

「人生の最終段階における医療に関する意識調査報告書」及び「終末期医療に関する意識調査等検討会報告書」について

(庶 34)

平成26年5月8日

日本医師会副会長 松原 謙二

平成25年3月5日付日医発第 1132号(庶 183)文書にてお知らせしました厚生労働省「平成24年度 人生の最終段階における医療に関する意識調査」については、同年7月、同調査速報結果から終末期医療に関するガイドラインの周知不足が判明し、7月9日付(庶67)文書を以て厚生労働省が作成した「終末期医療の決定プロセスにおけるガイドライン」並びに日本医師会の「終末期医療のガイドライン」の周知・普及について、貴会に協力依頼をいたしております。

今般、同調査の最終調査結果、並びにそれに基づいてまとめられた厚生労働省「終末期医療に関する意識調査等検討会」の報告書が公表されましたので、お知らせいたします。

なお、報告書は、下記の厚生労働省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

記

「人生の最終段階における医療に関する意識調査報告書」

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000042775.pdf>

「終末期医療に関する意識調査等検討会報告書」

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000042774.pdf>

「第4回産科医療補償制度再発防止に関する報告書」の周知について

日医発第151号 (医責37)

平成26年5月12日

日本医師会会長 横倉 義武

平成21年1月に発足した産科医療補償制度は、本年3月末までに763件を補償対象として認定し、補償金の支給が随時行われるとともに、原因分析委員会において原因分析報告書が順次とりまとめられ、当該分娩機関と児の家族へ送られています。

このたび、昨年に引き続き同制度の再発防止委員会において、公表された原因分析報告書について再発防止に関する分析を行い、再発防止策の提言などを記載した「第4回産科医療補償制度再発防止に関する報告書」が公表されたことにともない、産科医療の質の向上に向けての取り組みを広く関係団体に周知いただくよう、厚生労働省と同制度の運営機関である日本医療機能評価機構より依頼がありました。

なお、本報告書につきましては、日本医療機能評価機構産科医療補償制度のホームページ (<http://www.sankahp.jcqh.or.jp/index.html>) から入手可能となっております。

日医医賠償保険制度運営に関する変更について

(法責66号)

平成26年5月14日

日本医師会常任理事 葉梨之紀

(日本医師会 医賠償対策課)

日医医賠償保険制度の運営に関して、以下の改定を行うことが決まりましたのでご連絡申し上げます。

1. 改定内容

(1) 『「廃業」後の保険適用』を追加

改 定 後	改 定 前
(追加) A会員が、閉院や退職等により、 <u>将来に亘り日常的な医療行為を行わず、かつ、A会員からB会員に「会員区分変更」を行った場合は、廃業前の医療行為に起因して、損害賠償の請求が廃業後10年以内になされた場合は保険の適用がある。</u>	①A会員でなくなる前に通知があった場合(通知特則)、②A会員が死亡退会し当該会員の相続人に賠償請求された場合には、資格喪失後10年以内に賠償請求されたときに限り保険適用。

(2) 保険期間中の支払限度額の増額

改 定 後	改 定 前
1被保険者につき1事故1億円、 <u>保険期間中3億円</u>	1被保険者につき1事故1億円、保険期間中1億円

2. 改定時期

平成26年7月1日から実施

改定内容(1)の『「廃業」後の保険適用』については都道府県医師会からの要望が強く、A会員の閉院等による不安を少しでも解消できるよう検討した結果、今回の改定となりました。今後ともより良い制度内容にしていきたいと思っておりますので、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

※事務手続き・会費等については、日本医師会ニュース平成26年5月20日号「平成26年7月の日医医賠償保険の改定について-『閉院や医療機関を退職されるA会員のための補償の拡大』を決定!!-」に掲載されておりますのでご確認ください。

※なお、広医(株)においても「廃業担保特約(医師賠償責任保険に付帯)」を取り扱っております。詳しくは、広島県医師会速報平成26年5月5日号(第2226号)P26の「[広島県医師協同組合情報](#)」をご参照ください。

「広島県一斉防災訓練」への参加について

平成26年5月14日

広島県危機管理監危機管理課長

県民が自らの防災意識を高め、防災対策に取り組む契機とするため、平成26年9月3日(水)14時に「広島県一斉防災訓練」を実施します。

この訓練は、地震が発生した時にただちに身の安全を守る行動がとれるよう、県民が同時刻に、それぞれの場所において「安全行動1-2-3」(1:姿勢を低くして 2:体や頭を守って 3:揺れが収まるまでじっとする)を行うものです。1分から3分で終了する訓練ですので、積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

【個人参加の場合】

携帯電話・スマートフォンからtouroku@123.pref.hiroshima.jpに空メールを送信し、返信されたメールから参加登録を行う。

【団体参加の場合】

広島県のホームページから登録票をダウンロードして必要事項を記載し、メール(FAX、郵送も可)する。

※ 詳しくは、広島県のホームページを御確認ください。(「広島県一斉防災訓練」で検索してください。)
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/issei.html>

担当：計画推進グループ(担当者 伊藤)

電話：082-513-2784

メール：kikikanri@pref.hiroshima.lg.jp

平成26年度インフルエンザHAワクチン製造株の決定について

(地Ⅲ58F)

平成26年5月19日

日本医師会感染症危機管理対策室長 小森 貴

今般、平成26年度のインフルエンザHAワクチン製造株について、下記のとおり決定され、厚生労働省健康局結核感染症課長より本会宛通知がありました。

記

A型株

A/カリフォルニア/7/2009(X-179A)(H1N1)pdm09

A/ニューヨーク/39/2012(X-233A)(H3N2)

B型株

B/マサチューセッツ/2/2012(BX-51B)

消費税率引き上げに伴う平成25年度契約に基づく国保連合会への 特定保健指導の費用の請求支払に関する臨時対応について

このたびの消費税率引き上げにより、平成26年4月1日以後に実施する特定保健指導の費用については、8%の税率が適用されることになりました。

これに伴い、平成25年度契約に基づく特定保健指導の場合でも、平成26年4月1日以後に実施する費用については、8%の税率が適用されることとなりますが、市町国保及び国民健康保険組合の請求支払を行っている国保連合会の現行システムは、年度途中の契約金額の変更に対応しておりません。

ついては、この請求支払を、平成26年4月22日付け厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室事務連絡で示されたQ&A(改訂2版)に基づき、次のとおり臨時対応することになりましたので、ご留意いただきますようお願いします。

1 国保連合会における請求・支払の流れ (2段階で実施)

【第1段階】：〈消費税5%を適用した請求・支払〉

- ① 特定保健指導機関は、従前どおり、「保健指導委託料(消費税5%を含む)」の金額を請求する。
- ② 連合会は、受付した月の翌月末に「保健指導委託料(消費税5%を含む)」の金額を特定保健指導機関に支払う。

【第2段階】：〈差額(消費税3%分相当)の支払〉

国保連合会は、消費税8%を適用すべき保健指導委託料の請求について、既に【第1段階】で払込が完了している「保健指導委託料(消費税5%を含む)」の金額との「差額(消費税3%分相当)」を算出し、10月以降随時、保健指導機関へ「差額(消費税3%分相当)」を支払う。

〈支払時期〉

受付月	差額(3%分)支払年月
4月受付分～7月受付分	平成26年10月
8月受付分～9月受付分	平成26年12月
10月受付分～12月受付分	平成27年3月
1月受付分～3月受付分	平成27年6月

2 消費税差額対応を行う請求パターン

- ① 初回面接が平成26年3月以前(5%適用)で、実績評価が平成26年4月以降(8%適用)の場合
- ② 平成25年度の特定保健指導の契約単価(5%適用)を利用する場合で、初回面接が平成26年4月以降(8%適用)の場合

特定健診実施日	特定保健指導の契約年度とシステムで利用する契約単価	特定保健指導実施日		消費税差額対応の要否
		初回面接	実績評価	
平成26年3月以前	契約年度である平成25年度(5%)契約単価を使用する場合	H26.3月以前(5%)	H26.4月以降(8%)	初回分：否 実績分：要①
		H26.4月以降(8%)	H26.4月以降(8%)	初回分：要② 実績分：要②

3 平成25年度集合契約に基づく特定保健指導の費用の請求・支払例

【平成25年度集合契約の特定保健指導委託料(自己負担額なしの場合)】

- 動機付け支援：1人当たり委託料単価 9,800円(消費税込)
 - 初回面接：9,800円×8/10=7,840.-
 - 実績評価：9,800円×2/10=1,960.-
- 積極的支援：1人当たり委託料単価：22,000円(消費税込)
 - 初回面接：22,000円×4/10=8,800.-
 - 実績評価：22,000円×6/10=13,200.-

(1) 請求例1 初回面接は平成25年度中に請求・支払済で、実績評価を平成26年4月1日に実施し、5月に請求する場合

区 分	平成25年度中に請求・支払済額(初回面接)	5月請求額・6月支払額(実績評価)	10月差額支払額(消費税3%相当)	支払総額
動機付け支援	7,840円	1,960円	56円	9,856円
積極的支援	8,800円	13,200円	377円	22,377円

(2) 請求例2 初回面接及び実績評価を平成26年4月1日以降に実施し、初回面接分を5月、実績評価分を10月に請求する場合

区 分	5月請求額 6月支払額 (初回面接)	10月請求額 11月支払額 (実績評価)	10月差額支払額 (初回面接) (消費税3%相当)	3月差額支払額 (実績評価) (消費税3%相当)	支払総額
動機付け支援	7,840円	1,960円	224円	56円	10,080円
積極的支援	8,800円	13,200円	252円	377円	22,629円

4 お問い合わせ先

広島県国民健康保険団体連合会 保健事業課
 住 所：広島市中区東白島町19-49
 電 話：082-554-0772
 F A X：082-511-9121

医療時事ニュース

(5月17日～5月28日)

※HMA-Netでも閲覧できます

●活動20年 緩和ケア団体休止 31日、広島で記念研究会	5・17 朝日
●医療現場 倫理か法か 広島県医師会の想定から	5・18 中国
●がん検診 閣下に相談を デーモンさん専用ダイヤルPR	5・20 読売、朝日、毎日、産経、中国
●「FMちゅーピー健康ばんざい」香川乳腺クリニック 香川直樹院長	5・21 中国夕刊
●人間ドック学会の「健康」値 日医など「混乱招く」	5・22 日経・中国
●健康のために減塩を 24日から 旧市民球場でサミット	5・22 産経
●食物アレルギー 診療体制整備を 県小児科医会 知事に要望	5・23 毎日・中国
●松村会長再任へ 広島市医師会決定	5・23 中国
●医療情報ネット共有 医療円滑に 病院と診療所・薬局連携 参加者どう増やす	5・24 朝日
●現場要請400件予想超す 広島県ドクターヘリ運航1年	5・25 中国
●ハイケアが式典で誓い IAEAの協働センター指定	5・27 読売、毎日、産経、中国
●緩和ケア普及力尽くす 「考える会・広島」20年の活動に幕 病棟ゼロから9施設 研究会60回学ぶ場に	5・28 中国
●福山の夜間成人診療所1年 6,916人診察 輪番転送199人	5・28 中国
●当番医の専門を事前通知 三原市医師会 救急体制取り組み 夜間・休日 搬送時間短縮を目指す	5・28 中国